

内閣官房長官 木原稔 殿

「PPP/PFI・コンセッション制度の活用による
成長のためのインフラ投資加速と財政規律
維持の両立に向けて」についての提言

令和8年5月25日



日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武



PPP/PFI・コンセッション制度の活用による

成長のためのインフラ投資加速と財政規律維持の両立に向けて

2026年5月25日

日本維新の会

2011年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）改正にて公共施設等運営権制度（コンセッション制度）が導入されて以降、空港・水道・アリーナなど様々な領域に導入され、民営化が難しい領域でも民間だからこそ可能な技術開発・業務改革による生産性の向上、あるいは需要の創出により経営改革に成功しているⁱ。

しかしながら、事業領域・全国の自治体いずれで見ても、その成果に見合った導入拡大には至っていないⁱⁱ。この背景には、PPP/PFIⁱⁱⁱ・コンセッション制度の導入が限定的でありその位置づけが明確になっていない、政府内の支援体制が弱い等、制度面・体制面で多くの課題の存在が挙げられる^{iv}。こうした課題を踏まえて、PPP/PFI・コンセッション制度の国・自治体での更なる活用を通じた成長のためのインフラ投資加速と財政規律維持との両立に向けて、課題解決に必要な施策を提言する。

政府においては、本提言を現在検討中のPPP/PFI推進アクションプランに反映することを求める。

PFI制度の改革に向けた3大提言

第一の改革策：『利用料金のある事業へのコンセッション制度の適用完遂・選択肢の整備』

2011年のPFI法改正時に改定されたPFI法に基づく基本方針においては、有料道路へのコンセッション導入は不可能であり、空港についても関空・伊丹以外は不可能であるとされた。

有料道路については、その後地方道路公社への導入は構造改革特区制度を活用することで可能になったが、これが対象としているのは日本の有料道路全体の4%であり、実際に導入されているのは愛知県道路公社の所有する1%に留まっている。また、空港については、民活空港運営法の制定によって国管理空港や地方管理空港へのコンセッション制度導入が可能になったが、関空以外の会社管理空港については対象外のままである。これら以外にも、港湾の一部や一般廃棄物処理施設のように対象外となっているものがあることが、内閣府へのヒアリングでも明らかになっている。

これまでの成果を見るに、我が国の財政再建とインフラによる経済成長への貢献の両立を図るためにこの制度を全面的に活かすことは不可欠であり、次期 PFI 法改正において、全てのインフラにおいてコンセッション制度を適用し、希望するものが活用可能な選択肢とするための対応を求める。合わせて、近年活用が進んでいる BT（Build-Transfer：民間が施設を新規建設し、完成後に所有権を行政に移転させること）＋コンセッション方式についても、2種類の契約の組み合わせが可能なことを法律上明確に位置づけることも求める。

第二の改革策：『利用料金のない事業でも使える更新・維持管理を対象としたレベル 3.5 新制度の創出』

コンセッション制度は我が国の公共インフラにおける活性化と効率化に貢献してきたが、国・自治体の調達活動に占めるコンセッション制度の対象事業（利用料金制度の導入されている事業）は2割強に過ぎない。従って、この制度がもたらした改革の成果を利用料金制度の導入されていない事業に対して拡大することが重要である。

すでに上工下水道では“水の官民連携”と称して、コンセッション制度の持つ「長期契約」、「性能発注」、「維持管理・更新の一体マネジメント」、「プロフィットシェア」という4つの要素を組み込むレベル 3.5（更新実施型）^vという手法が導入されているところである。この手法を利用料金制度の導入されていない他のインフラでも全面的に活用すべきである。

その際、レベル 3.5 更新実施型の契約を次期 PFI 法改正において、明確に PFI 制度として位置付けて上工下水道以外でも活用可能にするための検討を求める。加えて、会計法や地方自治法に基づく政府調達の枠組みで4つの要素を充足するのは困難であるとの指摘を踏まえ次期 PFI 法改正において、政府調達の枠組みとの関係の整理（レベル 3.5 更新実施型の契約や BT や RT との併用を含むコンセッション制度を明確に枠組みの外に置くことを含む）を通じた4つの要素の完全な充足を検討し、対応することも求める。（以下において、この対応された新契約・新制度を「レベル 3.5 新制度」、と呼ぶ。）

なお、“水の官民連携”の下で行われているレベル 3.5（更新支援型）^{vi}については上記の4つの要素を全て含まないことが明確であるが、移行期間として必要であることを考慮し、導入10年後にレベル 3.5（更新支援型）は必ずレベル4のコンセッションやレベル 3.5 新制度へ移行する必要があることを明記することと、レベル 3.5 新制度が4つの要素を完全に充足する制度として整うことを前提に、その存続に同意する。

第三の改革策：『公共事業の基本構想の策定時における PFI 活用テストの導入』

内閣官房に日本版 DOGE として租税特別措置・補助金見直し担当室が設置され、税制や

補助金の見直しを行っているが、多くの国費が投入されている公共事業においては、コンセッション制度を積極活用することが、事業の効率化で大きな効果を発揮することがこれまでの取り組みから明らかである。

そこで、国費を活用した公共事業(直轄事業、独立行政法人施行事業、補助事業等におけるものを含む)について、基本構想を策定する際には、予め当該事業が PFI 法に基づくコンセッションないしはレベル 3.5 新制度の事業として行うことで VFM (Value for Money) を生む可能性があるかを必ず検討する仕組み(これを「PFI 活用テスト」と呼ぶ。)を導入することを求める。あわせて、検討結果と実績を検証する枠組みを設けることも必要である。また、すでに存在している事業についても VFM を生む可能性があるものについては、PFI 法第 6 条に基づく民間提案制度を活用しながら再度検討することも重要である。

こうした仕組みを支えるために、日本政策投資銀行や官民ファンドである民間資金等活用事業推進機構(PFI 機構)などの政府内の PFI に知見を有する機関には、各領域における国内外の VFM に関する情報を収集、集約し、財務省や関係府省に情報提供できるよう、財政面、人員面、組織面で必要な措置を講じること。

『PPP/PFI 投資促進 10 大プロジェクト』

(1) 海外の事例、規制緩和や経済効果の大きさを踏まえて、以下の 10 領域を 10 大プロジェクトとして、コンセッション制度及びレベル 3.5 新制度の活用を強力に推進するべきである。なお、すでに政府において定めている重点分野と 10 大プロジェクトは重複させると共に並存させ、重点分野におけるコンセッション制度やレベル 3.5 新制度において先進的でインパクトのある具体的な案件形成を促すために行うという位置づけにすることを求める。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 有料道路 | (国の案件、コンセッション制度) |
| ② 空港 | (国の案件、コンセッション制度) |
| ③ 公園 | (国及び自治体の案件、コンセッション制度) |
| ④ アリーナ・スタジアム | (自治体の案件、コンセッション制度) |
| ⑤ 一般廃棄物処理施設 | (自治体の案件、コンセッション制度) |
| ⑥ 公営住宅 | (自治体の案件、コンセッション制度・レベル 3.5 新制度) |
| ⑦ 上工下水道 | (自治体の案件、コンセッション制度・レベル 3.5 新制度) |
| ⑧ 防衛装備品 | (国の案件、レベル 3.5 新制度) |
| ⑨ 国公立病院 | (国及び自治体の案件、レベル 3.5 新制度) |
| ⑩ 行政管理の建築物など | (国及び自治体の案件、レベル 3.5 新制度) |

(2) プロジェクト選定において以下の点に取り組むこと。

① 有料道路

- 有料道路事業は諸外国では PPP/PFI・コンセッションの主要な分野であり、我が国において原則開放されていない現状は極めて不十分である。民間ノウハウの活用による成長のためのインフラ投資加速と財政規律維持の両立を図るための最重要施策として民間事業者に速やかに開放すべきである^{vii}。
- 地方道路公社以外の有料道路へのコンセッション制度の適用の可否を内閣府と国土交通省において明確にし、対象とならず、既存の法令の活用で適用が可能でない場合には、速やかに次期 PFI 法改正時に PFI 法ないしは関係法令を改正すること。
- これまでの政府における議論を踏まえて下関北九州道路事業を採択する場合には PPP/PFI・コンセッションの手続きを経ること。この点、下関北九州道路については、国土交通省社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会に本州・九州連携小委員会が設置され、本年夏頃を目途に基本方針が取りまとめられることになっており、この基本方針において、有料区間におけるコンセッション制度の活用検討を事業化に向けた検討に前置し、事業化においては必ず民間事業者からの提案を求め、従来手法との VFM 比較を行うことを明確にするようこと。
- また、下関北九州道路のコンセッションを活用した整備の目途が立った段階で、老朽化が進んでいる関門トンネルの大規模修繕の予算措置を国土交通省に対して求める。予算措置によって事業化がなされる場合には、下関北九州道路のコンセッション事業とのセットでの R+コンセッション事業とすることを合わせて求める。
- 上記のコンセッション事業を通じて VFM の検証を行い、この技術開発の結果をもって、他の海峡横断プロジェクトの再開の可否を判断すること。

② 空港

<羽田空港>

- 羽田空港国際線ターミナルは、2006 年に事業者と契約を締結してもうすぐ 20 年が経過し、契約満了の時期が見えてきている状況である。他方で利用者数の増加が続いて今後とも国際線ターミナルへの投資は必要であり、契約満了後の経営形態を早急に決めて可能な限り早く移行する（事業者との協議が成立すれば、契約満了を前倒して施設の買取契約の合意をすることも検討すべき）こと。
- その際、2006 年は PFI 法改正によってコンセッション制度が導入される前であり、契約満了後の経営形態としては、その後のコンセッション制度の活用や国管理

空港改革の流れを踏まえたものとする。

- 国内線ターミナル等については上場企業による経営が行われていることから、一定の時間をかけて上記の経営形態に合流することもやむを得ないことを踏まえて、具体的なあり方を同時に検討すること。
- また、関西や北海道において地域内の複数空港が統合して経営されて成果を上げていることから、成田空港との関係についても地元自治体等の意見を聞いて検討すること。

<混合型>

- 混合型とは、利用者からの利用料金と国・自治体から民間事業者へ支払われる対価の両方を元に民間事業者が運営等を行う手法であり、主に単独で収支が合わない事業を対象に、国・自治体の負担を従来よりも軽減するために行うものである。すでに地方管理空港（静岡空港など）では活用実績がある。
- 国管理空港においても活用を求める声があることを踏まえて、コンセッション事業の事業化に先立って行われるマーケットサウンディングにおいては、混合型の必要性の要否について民間企業からの意見を聴取することとし、混合型での実施の適否を検討すること。
- 混合型の仕組みを検討する上では、まずは設備投資への行政負担の設定（民間の負担もゼロにせず、可能な範囲で負担を求める）を検討すること。

<その他>

- 民間委託空港状況フォローアップ会議において指摘された契約におけるリスク分担の見直しについて国交省と財務省にて反映の有無を検討し、報告することを求めると共に、今後も継続的なフォローアップを行うこと。
- 現在コンセッション制度が適用できない会社管理空港（例：中部国際空港）についても個別事情や地元ニーズ等を踏まえつつ現在の経営形態の課題を整理し、より良い経営形態について検討し、報告することを求める。これを踏まえて次期 PFI 法改正時に必要な措置を講じるかどうかを判断すること。

③ 公園

- 公園は、国及び自治体の管理する都市公園、国の管理する国民公園、国立公園・国定公園を対象に、民間企業からのコンセッション制度の活用に関する提案募集を2027年度中に行い、プロジェクトを選定すること。
- 提案募集に先立って、国は事業に関する情報（財務情報を含む）をできる限り開示すること。

- 民間企業から提案された自治体の管理する都市公園について、コンセッション制度の活用について自治体が同意した場合、関連する事業への国費支援の優先化を行うこと。
- 公募設置管理許可制度（Park-PFI）に基づいて選定された民間事業者が行う特定公園施設の整備に係る補助制度について、コンセッション制度を含むPFI事業に対して補助範囲を拡大することを検討すること。
- 次期PFI法改正に向けて、PFI法第6条の民間提案制度について、提案者のインセンティブや公共施設等の管理者等の回答義務不履行時のペナルティ導入など、実効性を高めるための方策を検討すること。

④ アリーナ・スタジアム

- アリーナは、自治体を対象に公募を2027年度中に行い、プロジェクトを選定すること。
- 対象は、コンサートとスポーツのハイブリッド開催、BTないしはR+コンセッション手法を活用するものとし、事業収支（運営収支の黒字化は前提）と経済効果の試算の提出を前提とする。
- 採択された案件で、施設の初期投資に応じて一定の比率以上の民間企業からの投資が得られるものに対しては、重点的な国費支援（社会資本整備総合交付金の重点配分等や、社会資本整備総合交付金の対象とならないものについて同レベルの国庫負担比率で支援を行うことを含む）や地方財政措置を求めると共に、運営収支の黒字化や経済効果等の定性的・定量的効果を定期的に把握して公表し、一定期間内に目標が達成されない場合の自治体へのペナルティも規定すること。
- スタジアムは、BT+コンセッション手法を活用し、施設整備費への民間からの投資を最大限確保すると共に、上記のアリーナへの支援を参考とした支援策を検討すること。

⑤ 一般廃棄物処理施設

- 一般廃棄物処理施設は、自治体を対象にコンセッション制度を活用する取り組みの公募を2027年度中に行い、プロジェクトを選定すること。
- これに先立って、速やかにコンセッション制度の適用の可否を内閣府と環境省において確認し、その結果をPFI法に基づく基本方針に反映させることとし、必要であれば、速やかに制度改正を行うこと。
- その際、産業廃棄物処理場の余力活用など、民間の合理化努力が反映できるよう、柔軟な運用を行うこと。

- コンセッション制度を活用する案件については、国費支援における重点配分の対象とすること。

⑥ 公営住宅

- 公営住宅は、自治体を対象にコンセッション制度ないしはレベル 3.5 新制度を活用する取り組みの公募を行い、プロジェクトを選定すること。
- レベル 3.5 新制度の制度化の状況を見つつ、2028 年度中の公募実施をすること。
- コンセッション制度ないしはレベル 3.5 新制度を活用する案件については、国費支援における重点配分の対象とすること。
- 1,000 戸以上を新規に整備する公営住宅について PPP/PFI の導入検討を国費支援の要件としているところを、改修等の補助事業に拡大することを検討すること。

⑦ 上工下水道

<広域化>

- 2 以上の都道府県・市町村共同での広域的なコンセッション制度の活用に取り組む自治体を 2028 年度半ばまでに公募し、対象となるプロジェクトを選定すること。
- 広域化の推進においては、都道府県の関与の下、広域化が適切に進むよう、都道府県の関与や国による支援の重点化を求める。同時に、上下水道事業の一体的な事業改革の推進にも配慮することを求める。
- 今後事業統合を行う場合、引き続き統合の対象となる個々の自治体の料金体系を統合事業体が地域別に引き継ぎ運用できることを明確にするよう、国土交通省及び総務省は必要な通達を出すこと。
- 広域化型を含むレベル 4 のコンセッション制度については引き続き国費支援の重点化の対象とすると共に、この活用が進むように目標の設定を検討すること。

<レベル 3.5 新制度>

- 上下水道において次期 PFI 法改正に先立って、レベル 3.5 新制度を念頭に置いた各種書類の素案（契約書、要求水準書のひな形案を含む）を内閣府及び国土交通省は作成し、速やかに提出すること。
- この際に、分野横断型の取り組みに適用する場合のものも作成すること。
- レベル 3.5 新制度が整備された段階で、モデル事業に取り組む自治体を公募し、対象となるプロジェクトを選定すること。
- レベル 3.5 新制度については、コンセッション制度と同様に契約年数や契約で適用される業務の範囲に対して国が制限しないことと、国費支援の重点化の対象とする

こと。

⑧ 防衛装備品

- 上記レベル 3.5 新制度を防衛装備品に応用し、対象となるプロジェクトを選定すること。
- レベル 3.5 新制度のプロジェクト選定に先立って、現在防衛省が実施している PBL (Performance Based Logistics) の対象拡大も検討すること。

⑨ 国公立病院

- レベル 3.5 新制度を国公立病院に応用し、モデル事業に取り組む自治体等を公募し、対象となるプロジェクトを選定すること。
- 適用対象は医療行為を除く病院内の業務を想定し、地方独法化を検討すること。
- 調達等の規模の経済の利く改革や、デジタル化などの距離を超えた効果が期待できる改革については、国と地方の壁も超えた広域的な連携で推進する仕組みを検討すること。
- レベル 3.5 新制度を活用する自治体の案件については、国費支援における重点配分の対象とすること。
- レベル 3.5 新制度の整備に先立って、現行のレベル 3.5 の活用可能性についても検討すること。

⑩ 行政管理の建築物など

- レベル 3.5 新制度を庁舎に応用し、対象となるプロジェクトを選定すること。
- 防災庁設置とあわせ、特に緊急に整備が必要な庁舎等について、PFI によって生じる余剰スペースの活用等を図りつつ、整備を加速すること。
- 文部科学省は、庁舎での検討を踏まえて学校施設への活用を検討すること。
- 内閣府は、レベル 3.5 新制度の PFS 等への応用の可否を検討すること。

(3) 上記第一から第三の改革及び 10 大プロジェクトについては、PPP/PFI 投資促進タスクフォースにおいて取りまとめと進捗管理を行うことを求める。その際、これに必要な関係府省をメンバーに加えると共に、PFI 機構、日本政策投資銀行、民間等から専門家を招集し、これを支援する体制を構築すること。

PPP/PFI の推進体制の抜本的な強化

本提言において複数回触れてきている PFI 機構については、2033 年 3 月 31 日に設置期限を迎え、その 5 年ほど前には新規の支援業務を終了させるものと承知している。PFI 機構については官民ファンドとして数多の案件に参画しながら収益を上げ、これまでに一定の貢献があったものと理解しているが、制度としては一定程度安定し、民間からの投融資も得られるようになった現状も踏まえ、今後のあり方については速やかに検討し、方向性を出すことを求める。

なおその際には、従来の主要業務であった民間を補完する形での投融資業務以上にコンセッション制度やレベル 3.5 新制度を活用した案件に自治体を取り組めるよう支援し、案件を形成する業務や PFI テストを支援する業務がより重要であることを念頭に検討すること。

また、PFI 機構が時限的な組織であることを踏まえて、日本政策投資銀行との関係性の整理等を通じた組織や業務効率化の余地の有無や、専門人材の安定的な雇用のためのあり方なども検討すること。

以上

i 水道・道路事業の VFM は平均 11.3%に及び、また主要事業(浜松下水、宮城県上工下水、大阪工水、愛知県有料道路)の営業利益率平均は 18.5%に至っており、これらは点検・修繕の内製化など民間だからこそできる創意工夫の積み重ねの結果といえる。

アリーナ事業はランニングコストの自立化に加え、イニシャルコストの一部民間負担を実現する事例もあり、また新国立競技場ではランニングコストへの行政負担不可避とされていたが逆に運営権対価の支払が民間から提案されるなど、民間運営だからこそ可能な新たな収益機会の創造による行政負担の軽減が実現している。

ii 国・愛知県などコンセッション案件を複数実現した管理者によるプロジェクトがコンセッション案件全体の 44%占めている。

iii PFI 法に基づいて行われているものを PFI (Private Finance Initiative)、PFI 法には基づかないが官民で連携して行っているものを PPP (Public Private Partnership) と呼称し、その両方を含む概念。

iv 韓国では国家財政法および PPI 法に基づいて、定められた規模以上および領域の事業に関して PPP

としての適応を義務的に検討する仕組みを導入している。

韓国・台湾では PFI 法に当る法律が他の法律に優先され、会計法・地方自治法にあたる法律の適用を受けないといった調達関連法規との整理がなされている。

- v 公共施設等運営権を根拠とせず、利用料金を利用者から民間事業者が収受しないこと以外はコンセッション制度と同様に維持管理、修繕、更新工事を一体として民間事業者に委ねる方式。

- vi 更新実施型において含まれている更新工事の代わりに、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメントを民間事業者に委ねる方式。

- vii 我が国の有料道路の運営主体は自治体と NEXCO 等に限定されており、コンセッションは全体の 1% 止まり。諸外国をみると、フランス 95%、イタリア 100%、カナダ 83%、アメリカ 9%、オーストラリア 77% となっている。